調査結果の概要

1 配偶者暴力防止法についての認知

(1)配偶者暴力防止法の認知度

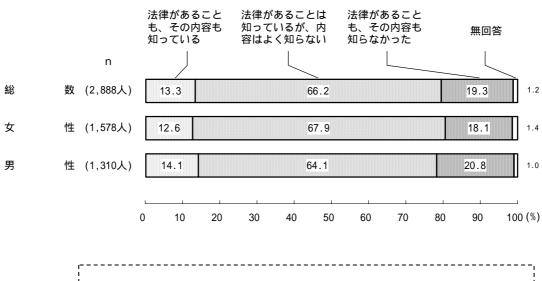
平成 13 年 4 月に成立し、平成 16 年 6 月に改正された「配偶者暴力防止法」について、「法律があることも、その内容も知っている」人は 13.3%で、 3 人に 2 人は「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」(66.2%) と答えている(図1 - 1 - 1)

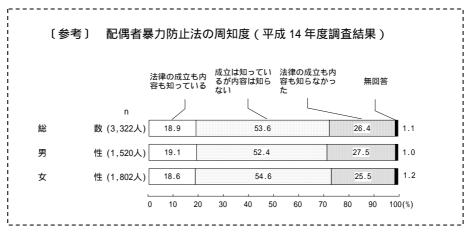
「法律があることも、その内容も知らなかった」(19.3%)という人は、約2割である。

男女別にみると(図1-1-1) 配偶者暴力防止法の認知度に差はみられない。

問1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」を 知っていますか。あてはまる番号1つに をつけてください。(は1つ) (この法律は、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの 暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。)

図1-1-1 配偶者暴力防止法の認知度





性・年齢別にみると(図 1 - 1 - 2)配偶者暴力防止法の「法律があることも、その内容も知っている」人の割合に大きな差はみられないが、女性の 40 代 (15.7%) から 50 代 (15.9%) と男性の 60 歳以上 (15.8%) の年齢層でやや高くなっている。

一方、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は、男女とも 20 代で 3 割前後 (女性 26.7%、男性 32.6%) とやや高くなっている。

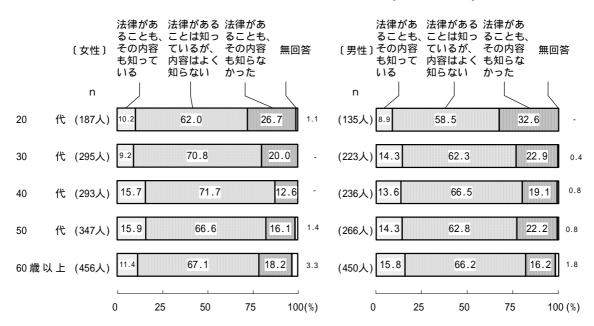


図1-1-2 配偶者暴力防止法の認知度(性・年齢別)

性・未既婚別にみると(図 1 - 1 - 3) 「法律があることも、その内容も知っている」という人は女性では既婚者 (14.2%) に、男性では既婚者 (15.5%) と離死別者 (15.3%) にそれぞれやや多くなっている。

一方、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は、男女とも未婚者(女性 29.2%、 男性 31.2%)で3割前後おり、女性の離死別者(27.6%)でも3割弱である。

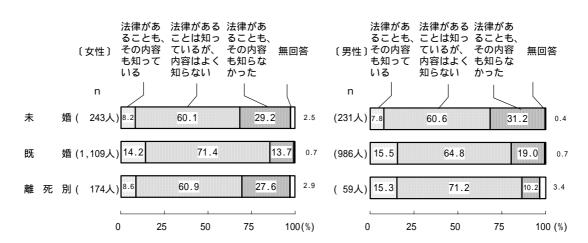


図1-1-3 配偶者暴力防止法の認知度(性・未既婚別)

(2)配偶者からの暴力の相談窓口の周知度

配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」(29.8%)という人は3割で、「知らない」人(68.7%)が多数を占める(図1-2-1)。

配偶者からの暴力の相談窓口の周知度に、男女差はみられない(図1-2-1)。

問2 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。あてはまる番号1つに をつけてください。(は1つ)

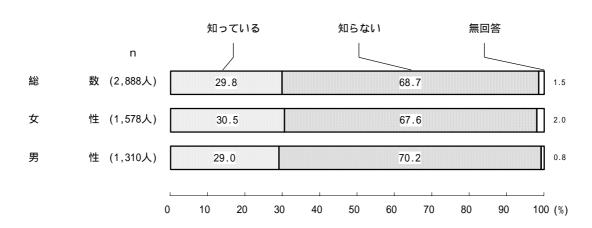


図1-2-1 配偶者暴力の相談窓口の周知度

性・年齢別にみても大きな差はみられないが(図1-2-2) 男性の 50 代で「知っている」(35.3%) という人がやや多くなっている。

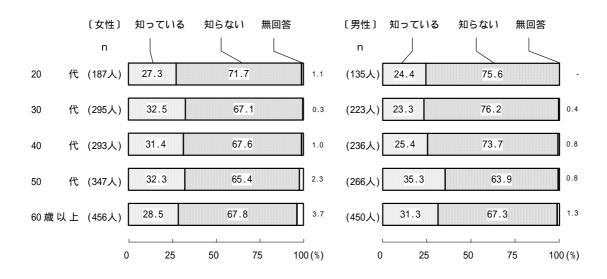


図1-2-2 配偶者暴力の相談窓口の周知度(性・年齢別)

性・配偶者暴力防止法の認知度別にみると(図1-2-3)、男女とも配偶者暴力防止法の内容まで知っている人では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」(女性 65.8%、男性73.0%)という人が多数を占めている。これに対して、男女とも配偶者暴力防止法の内容までは知らない人では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」人(同69.6%、73.3%)が7割前後を占め、法律の存在も知らない人では9割前後が相談窓口も「知らない」(同89.1%、92.3%)と答えている。

図1-2-3 配偶者暴力の相談窓口の周知度(性・配偶者暴力防止法の認知度別)

